



(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	東京芸術劇場管理課	
	連絡先	電話番号	03-5391-2111
		ファクシミリ番号	03-5391-2215
		電子メールアドレス	muraki@geigeki.jp
公表の 担当部署	名称	東京芸術劇場管理課	
	連絡先	電話番号	03-5391-2111
		ファクシミリ番号	03-5391-2215
		電子メールアドレス	muraki@geigeki.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://geigeki.jp/
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	東京芸術劇場
		所在地 :	東京都豊島区西池袋一丁目8番1号
		閲覧可能時間	9:30~17:30
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :	
		入手方法 :	
<input type="checkbox"/> そ の 他			

(5) 指定年度等

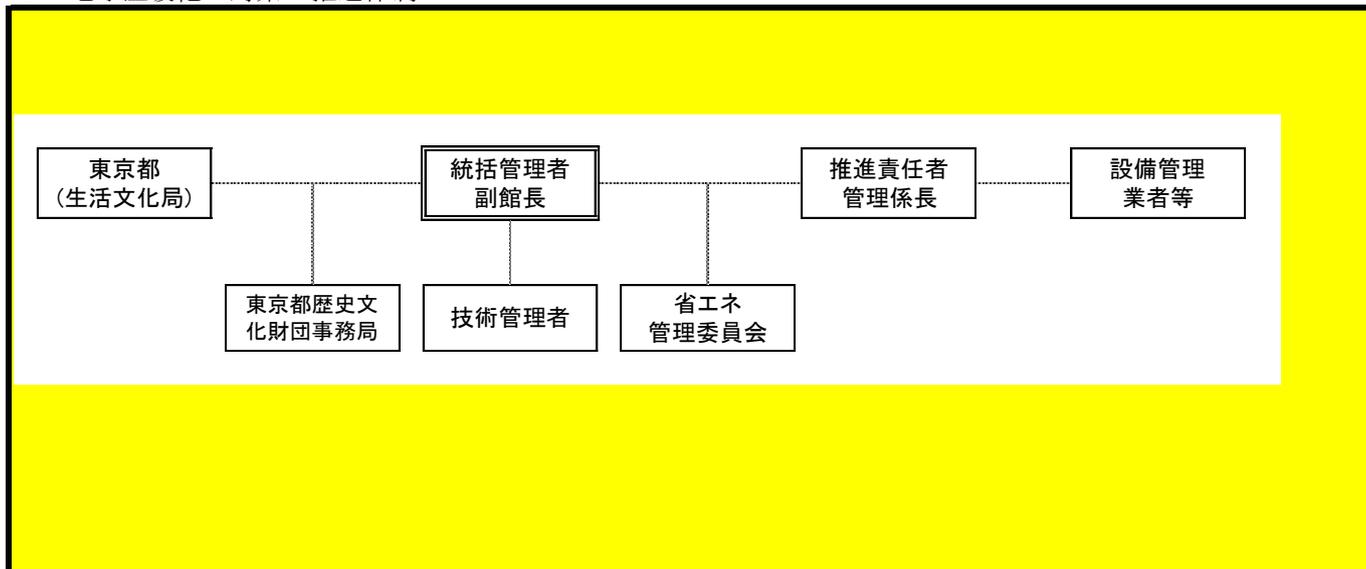
指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当館では、日頃より環境配慮の取組を積極的に進めている。  
その中で、次の2点を重視して地球温暖化対策に取り組む。

- 1 当館での省エネの取り組み
- 2 職員・テナントに対する環境意識向上のための啓発活動

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	過去に行われた省エネ診断等を見直し、エネルギーの使用の最適化・効率化を追求するとともに、入居テナントの協力を得て運用対策を実施することにより、総量削減義務（6%見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当館から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。したがって、節水を行うことで、その他ガスを削減する。順次、節水対策の見直しを行って、水道使用量を計画期間中に2%以上削減することを目標とする。		
削減義務の概要	基準排出量	4,246 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-2
	排出上限量（削減義務期間合計）	19,960 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）		4,124				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）					
	メタン（CH <sub>4</sub> ）					
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF <sub>6</sub> ）					
	上水・下水	18				
合計		4,142				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m<sup>2</sup>・年

	2009 年度	年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	82.9				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004年度、2005年度、2006年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 2
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	4,246	4,246	4,246	4,246	4,246	21,230
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						19,960
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						1,270
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)						
	排出削減量 (F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

熱源機器の運転パターンの最適化や照明器具の高効率化等の対策を実施した効果が見られ、温室効果ガスの排出量が減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	120300	12_運転管理及び効率管理	熱源機器の運転パターンの最適化	2005年度実施済み	
2	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具の高効率化	2005年度実施済み	
3	130100	13_空気調和の管理	温湿度の適正管理	2005年度実施済み	
4	130100	13_空気調和の管理	外気導入量の適正管理	2005年度実施済み	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

#### 8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当館は平成2年10月に開館して以来、20年目となり設備の老朽化が進んでいる。最新型であった当時の空調システムなども維持修繕を重ね、日常的な建物の運営には大きな支障がなく運転されているが、温室効果ガスの排出を抑制するためにはさまざまな困難が山積しており、その実行には相当の工夫を必要とする。

蒸気吸収冷凍機の運転も配管の老朽化などからバルブを絞った運転をしていて、低効率の運転となっていたのはそのような環境ゆえであった。平成17年度に東京都地球温暖化対策推進ネットワークの指導に基づく計画の策定にあたって、そのような施設設備の再点検を実施し、出来るところから省エネルギーを推進してきた。

平成17～18年度にかけて、空調機に係る蒸気吸収冷凍機の全開運転と、白熱灯照明器具の蛍光管取り付けの2点について主に取り組んできた結果、一定の効果を上げてきた。また、前回の計画期間で推進してきた項目以外にも、蒸気管への断熱ジャケットを工夫したり、地下駐車場の排気ファン運転を二酸化炭素濃度センサーで自動運転するなど、さまざまな対策を組み合わせることによって総合的な省エネルギー対策を推進している。

平成21年度の館全体の温室効果ガス排出量は基準排出量を約2.5%削減するにとどまったが、前年度比では約4%の削減、過去5年の中で最高の結果となった。貸館中心から創造型劇場への転換期にあたりサービス向上の一環として開館時間の延長やレストラン営業時間の延長等が増加している中では積極的な評価に値すると考える。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	なし
------	----

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	1 商品等の搬入時には、低公害・低燃費車を使用することを売主に対して求める。 2 運搬依頼についても、低公害・低燃費車を使用することを運送業者に求める。
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	グリーン購入及びグリーン配送に基づく契約において、環境負荷の大きな自動車を利用しないようにするよう仕様書に明記し、仕様説明時等に、グリーン購入、グリーン配送について周知徹底する。	○				
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	グリーン購入及びグリーン配送に基づく契約において、環境負荷の大きな自動車を利用しないようにするよう仕様書に明記し、仕様説明時等に、グリーン購入、グリーン配送について周知徹底する。	○				
物流効率化の推進による交通量の抑制	共同輸配送を推進するため、他社の貨物等と併せて輸配送することを受け入れること。			○		
エコドライブの推進	エコドライブを実施した輸配送を行うよう売主等に対して働きかけること。			○		
体制の整備	物流効率化、エコドライブの推進等に係る社員教育を実施すること。			○		
貨物輸送以外の自動車交通量対策	通勤者の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出量						
		kg / t・km				